

福山市北部地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人府中地区医師会が設置する福山市北部地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）は、高齢者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域包括支援センターの担当職員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

(地域包括支援センターの所在地)

第3条 地域包括支援センターの名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 福山市北部地域包括支援センター
- (2) 所在地 福山市駅家町大字倉光 435 番地 2（府中地区医師会駅家保健福祉センター北館 1 階）とする。
- (3) 次のサブセンターを置く
 - 名称 福山市北部地域包括支援サブセンター芦田
 - 所在地 福山市芦田町福田 189 番地 1
 - 名称 福山市北部地域包括支援サブセンター駅家
 - 所在地 福山市駅家町万能倉 96 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 地域包括支援センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、地域包括支援センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師等 3名（常勤）
保健師等は、介護予防マネジメントを行う。
- (3) 社会福祉士 5名（常勤4名・非常勤1名）
社会福祉士は総合相談・支援を行う。
- (4) 主任介護支援専門員 3名（常勤）
主任介護支援専門員は包括的・継続的ケアマネジメントを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 地域包括支援センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日・営業時間 月曜日から金曜日 8：30～17：20
土曜日 8：30～12：25
- (2) 休業日：日曜日、祝日、12/29～1/3

(指定介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 地域包括支援センターの相談室
- (2) サービス担当者会議の開催場所 地域包括支援センターの会議室等

(3) 担当職員の居宅訪問頻度 1 回/3 月

(指定介護予防支援の内容)

第 7 条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
 - (2) 指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整
 - (3) その他の便宜の提供
- (利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程 1 キロメートル当たり 25 円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 地域包括支援センターの通常の事業の実施地域は、福山市地域包括支援センター運営協議会で定められた担当区域（小学校区）駅家・駅家西・駅家北・宜山・有磨・福相とする。

(苦情処理)

第 10 条 提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 地域包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 地域包括支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 地域包括支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、地域包括支援センターの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンラインを活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 地域包括支援センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 地域包括支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 地域包括支援センターは、指定介護予防支援の提供中に、当該地域包括支援センター従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第15条 地域包括支援センターは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 地域包括支援センターは、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第16条 地域包括支援センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 地域包括支援センターは、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時の研修（採用時1ヶ月以内）

(2) 各種連絡協議会が開催する研修

(3) その他の研修

2 地域包括支援センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後にお

いてもこれらの秘密を保持すべき旨を、「個人情報保護に関する誓約書」により確認させる。

5 この規程に定める事項のほか、地域包括支援センターの運営に関する重要事項は、一般社団法人府中地区医師会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から改定する。

この規程は、平成19年7月25日から改定する。

この規程は、平成19年9月3日から改定する。

この規程は、平成20年1月4日から改定する。

この規程は、平成20年2月1日から改定する。

この規程は、平成21年6月25日から改定する。

この規程は、平成22年1月1日から改定する。

この規程は、平成23年4月1日から改定する。

この規程は、平成23年7月1日から改定する。

この規程は、平成24年1月4日から改定する。

この規程は、平成24年2月1日から改定する。

この規程は、平成25年4月1日から改定する。

この規程は、平成26年4月1日から改定する。

この規程は、平成27年2月9日から改定する。

この規程は、平成27年10月1日から改定する。

この規程は、平成29年1月4日から改定する。

この規程は、平成29年5月1日から改定する。

この規程は、平成29年9月1日から改定する。

この規程は、平成30年1月15日から改定する。

この規程は、平成30年3月1日から改定する。

この規程は、平成30年5月1日から改定する。

この規程は、平成30年6月18日から改定する。

この規程は、平成30年8月1日から改定する。

この規程は、平成30年10月1日から改定する。

この規程は、令和2年4月1日から改定する。

この規程は、令和2年6月15日から改定する。

この規程は、令和2年10月1日から改定する。

この規程は、令和3年5月1日から改定する。

この規程は、令和3年8月1日から改定する。

この規程は、令和3年10月1日から改定する。

この規程は、令和3年10月18日から改定する。

この規程は、令和4年7月15日から改定する。

この規程は、令和4年10月3日から改定する。

この規程は、令和4年12月1日から改定する。

この規程は、令和5年4月1日から改定する。

この規程は、令和5年8月1日から改定する。

この規程は、令和5年10月1日から改定する。

この規程は、令和6年1月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和6年8月1日から改定する。

この規程は、令和6年9月1日から改定する。

この規程は、令和7年3月1日から改定する。